



(保 264) (健Ⅱ300) F
令和2年3月4日

都道府県医師会
郡市区医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
釜 范 敏
松 本 吉 郎
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査の保険適用について（事前周知）

新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査につきましては、医師の総合的な判断により検査が必要とされたものについて、確実に検査につなげるため、これまで本会から国に対して検査体制の強化を強く要請してきたところです。

国はPCR検査を保険適用とする方針を固めており、これまでの地方衛生研究所等の他に、大学病院や民間検査施設等における検査が拡大され、検査実施数の増加が予想されます。

しかし、検体採取は、周囲への感染拡大のリスクが高く、PPE（個人防護具）の着用をはじめ、適切な感染予防策が不可欠であります。厚生労働省担当部局においても、同検査を保険適用した場合には、検体採取は適切な感染予防策を講じられる医療機関に限定する方針とのことであります。

「今後、全ての医療機関でPCR検査が可能となる」といった報道がなされ、医療機関に対して同検査の実施に関する問い合わせが増えております。一方、PPE等感染予防具は極めて入手が困難な状況にあります。

したがって、上記のような感染予防策を講じることのできない医療機関において、同検査の実施を求められた場合には、帰国者・接触者外来等の検査体制の整った医療機関に紹介する対応をお願いいたします。

この場合に、帰国者・接触者相談センターに連絡することが原則ですが、事前に帰国者・接触者外来と受診時間等を調整することで必ずしも帰国者・接触者相談センターを経由する必要はなくなるものと予想されます。

なお、厳格な取り扱いが求められる採取された検体の搬送をどのように行うかが現時点では不明確であります。

本件につきましては、近日中に厚生労働省より通知がなされる予定とのことでありますが、貴会におかれましてもご了知のうえ、貴会会員に対してあらかじめご周知いただきますよう特段の配慮をいただきたく何卒よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎